

SMBC (CHINA) NEWS



SMBC
SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

2018年6月15日

国家税務総局、納税信用管理制度を調整

国家税務総局は2018年2月1日付で、「納税信用評価関連事項に関する公告」（国家税務総局公告2018年第8号、以下「本公告」）を公布し、2018年4月1日より施行しました。

納税信用管理は、2014年に公布された「納税信用管理弁法（試行）」（国家税務総局公告2014年第40号、以下「管理弁法」）に基づき導入された制度です。「管理弁法」は、各企業をA・B・C・Dの4段階の納税信用等級へ分類した上で、それぞれの等級に応じた奨励措置・懲戒措置を定めています。

本公告は、納税信用評価の対象に新設企業などを追加し、また新たな信用等級としてM級を設置しました。なお、「管理弁法」の一部条項は、本公告により廃止されています。

□ 納税信用評価の対象拡大

従来の「管理弁法」は、税務登記済みで生産・経営に従事しており、かつ帳簿検査徴収を適用する企業を対象としていましたが、本公告は以下の3種を納税信用評価の対象に新たに追加しています。

	企業類型	税務機関による評価期限
1	新設企業 ※初めて税務事項を行った日より、一評価年度（西暦年度で1月1日～12月31日）に達していない企業	<ul style="list-style-type: none"> ● 2018年4月1日までに税務事項を行っている場合、2018年4月30日までに評価を実施 ● 2018年4月1日より、初めて税務事項を行う新設企業の場合、適時評価を実施
2	評価年度内に生産・経営業務の収入がない企業	<ul style="list-style-type: none"> ● 各評価年度の終了後、翌年4月に前年度の納税信用評価の結果を確定
3	企業所得税査定徴収弁法を適用する企業	

□ 「M級」納税信用等級の新設

「管理弁法」に基づき、税務機関は主として納税者の信用履歴、税務内部/外部情報により企業の納税信用等級を評価します。評価方法は、①年度評価指標得点式、②直接判定式が用いられます。

年度評価指標得点は減点方式で、納税者が経常性・非経常性指標を充足している場合は満点（100点）、非経常性指標を充足していない場合は90点から減算され、最終得点により等級が確定されます。一方、直接判定式（D級）は、脱税など重大な信用喪失行為が発生した納税者に適用されます。

起算	適用条件	経常性指標	非経常性指標
100点	経常性指標 ✓ 非経常性指標 ✓	税務申告情報、税金納付情報、発票・関連機器情報、登記・帳簿情報など	納税評価、税務監査、反脱税調査、税務捜査など
90点	経常性指標 ✓ 非経常性指標 ×		

※ 詳細は「納税信用評価指標および評価方式（試行）」（国家税務総局公告2014年第48号）ご参照。

SMBC (CHINA) NEWS



SMBC
SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

《管理弁法》は、企業を A・B・C・D の 4 段階に区分していましたが、本公告ではこれに M 級を加え、納税信用等級を A・B・M・C・D の 5 段階に変更しています。

等級	適用条件	管理措置
A	年度評価指標得点 ≥ 90 点 ※以下「得点」	複数部門が共同で奨励措置を提供 ※詳細は発改財金[2016]1467号
B	70 点 ≤ 得点 < 90 点	通常管理、選択式の奨励措置を提供
新設 M	信用喪失行為が発生していない ① 新設企業 ② 評価年度内に生産・経營業務の収入がなく、かつ得点 ≥ 70 点	以下の 2 つの奨励措置を提供 ① 増値税専用発票の認証の取消 (注) ② 税務機関による税込関連指導の適時実施
C	40 点 ≤ 得点 < 70 点	厳格管理
D	① 得点 < 40 点 ② 直接判定	複数部門が共同で懲戒措置を実施 ※詳細は発改財金[2016]2798号

(注) 「増値税専用発票の認証の取消」とはスキャンによる発票認証の取消のことで、オンラインのチェック式認証は引き続き必要になりますのでご注意ください。また、国家税務総局公告 2016 年第 71 号に基づき、A・B・C 級の企業はいずれも増値税専用発票の認証が取り消されています。

税務機関は、毎年 4 月に前年度の納税信用評価の結果を確定し、納税者は自身で確認することができます。また、A 級納税者リストも税務機関のウェブサイト上に発表されます。たとえば、上海地区の 2017 年度 A 級納税者リストは、下記からアクセスすることができます。

https://www.tax.sh.gov.cn/pub/xxgk/ssgg/201804/t20180419_438253.html

以上

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道 100 号上海環球金融中心 11 階/電話：86-(21)-3860-9000・FAX：86-(21)-3860-9999
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路 8 号 上海万都中心 12 階 1、12、13 号/電話：86-(21)-2219-8000・FAX：86-(21)-2219-8199
 上海自貿試験区出張所：上海市浦東新区世紀大道 100 号上海環球金融中心 15 階 15T21 室/電話：86-(21)-2067-0200・FAX：86-(21)-3860-9999
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街 1 号 市府恒隆広場 16 階 1606 室/電話：86-(24)-3128-7000・FAX：86-(24)-3128-7781
 北京支店：北京市朝陽区光華路 1 号 北京嘉里中心北樓 16 階 1601 号室/電話：86-(10)-5920-4500・FAX：86-(10)-5915-1080
 天津支店：天津市和平区南京路 189 号 津匯広場 2 座 12 階 /電話：86-(22)-2330-6677・FAX：86-(22)-2319-2111
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路 20 号 濱海金融街東区 E2B8 層/電話：86-(22)-6622-6677・FAX：86-(22)-6628-1333
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路 28 号 蘇州高新國際商務広場 12 階/電話：86-(512)-6606-6500・FAX：86-(512)-6606-8500
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西 2 号 國際大厦 16 樓/電話：86-(512)-6288-5018・FAX：86-(512)-6288-5028
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道 333 号 科創大厦 8 樓/電話：86-(512)-5235-5553・FAX：86-(512)-5235-5552
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路 399 号 台協國際商務広場 2001-2005 室/電話：86-(512)-3687-0588・FAX：86-(512)-6606-8500
 杭州支店：杭州市下城区延安路 385 号 杭州嘉里中心 2 幢 5 階/電話：86-(571)-2889-1111・FAX：86-(571)-2889-6699
 広州支店：広州市天河区華夏路 8 号 國際金融広場 12 階/電話：86-(20)3819-1888・FAX：86-(20)3810-2028
 深圳支店：深圳市福田區中心四路 1 号 嘉里建設広場二座 23 層/電話：86-(755)-2383-0980・FAX：86-(755)-2383-0707
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路 22 号 重慶長江國際 1 棟第 34 階 02 号/電話：86-(23)-8812-5300・FAX：86-(23)-8812-5301
 大連支店：大連市西崗区中山路 147 号 森茂大厦 4 樓 A 室 /電話：86-(411)-3905-8500・FAX 番号：86-(411)-3905-8599